

川崎中1 殺害 来月裁判員裁判

成長思い浮かべ涙

川崎市の多摩川河川敷で昨年2月、中学1年、上村遼太さん(当時13歳)が殺害された事件で、上村さんが育った島根県の離島で暮らす父親が初めて取材に応じてあげたいことが山ほどあったと無念の思いを語った。息子の成長を楽しみにしていたという父親は、事件の真相を知るために、被書者参加制度を利用して2月2日から横浜地裁で始まるリーダークラスの少年(19)事件当時18歳の裁判員裁判に参加し、公判を全て見届ける。

【大場弘行】

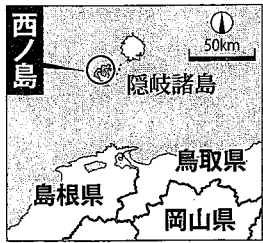


上村遼太さん
＝同級生提供

れたとされるが、リーダークラスの少年のほっきと一緒川崎市川崎区に転居し、父親は島に残った。

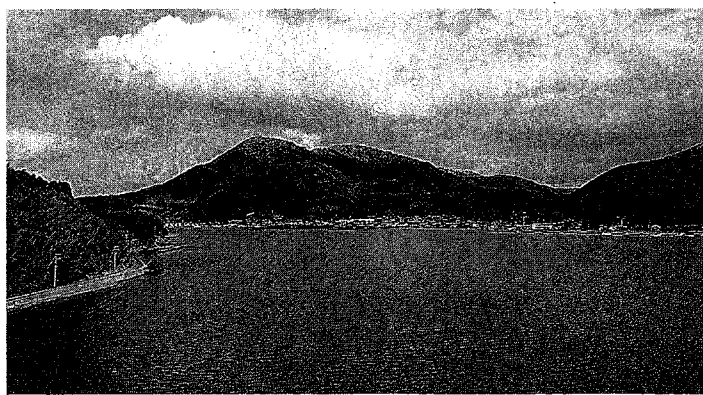
事件は2015年2月に起きた。上村さんは年上の少年3人に河川敷に連れて行かれ、川で泳がされた後に力ツターナイフで首を切られるなどして殺害さ

上村さんは幼いころ、両親と一緒に関東地方から島根県の隠岐諸島・西ノ島に移住した。両親の離婚や家庭の事情から小学6年生の



2008年12月に導入され、犯罪被害者や遺族が裁判所に許可された場合、刑事裁判の法廷で被告や証人に質問したり、量刑について意見を述べたりすることができる。対象事件は、殺人や傷害致死、強姦(ごうかん)、危険運転致死傷などに限られている。最高裁の14年の統計では、1227人が参加を許可された。

島根の父「公判見届ける」



上村遼太さんが父親と一緒に暮らしていた西ノ島。上村さんは島の海が大好きだったという＝大場弘行撮影

大好きだった島の海

んにスマートフォンを買えば、時間に関係なく取り取りできるメールで「会話」をしていたという。年に数回上京して面会した。「会うたびに大きくなって、生意気なこと言ったり強が

2年生になった遼太。大きくなるにつれ、話せることが違ってくる。やってあげたいことも山ほどあった。後悔はものすごくある。事件の真相を知るために、父親は被書者参加制度を利用して、傍聴

島の人たちは離婚や息子の死を経験しながら、ひたむきに働く父親の姿をそっと見守る。小学校の同級生ら十数人は事件後、上村さんがよく遊んでいた海水浴場に集まり、島に伝わる精霊流し「シヤラ船送り」にならって海に花を浮かべたという。

上村さんをよく知る小学校の元PTA会長の男性はこう話した。「言葉にしなくても、島のみんなは、心の中で遼太のことを思っている」